

令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年8月末)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	1	65	66		68	68	-2	-2.9	100.0		123	123
除く鉱業計	1	65	66		68	68	-2	-2.9	100.0		123	123
製造業	1	9	10		9	9	1	11.1	15.2		19	19
食料品	1	8	9		7	7	2	28.6	13.6		17	17
木材木製品		1	1				1		1.5		1	1
紙・パルプ												
窯業・土石					1	1	-1	-100.0			1	1
金属・機械					1	1	-1	-100.0			1	1
その他												
鉱業												
土石採取業		1	1		1	1	±0	0.0	1.5		1	1
建設業		9	9		11	11	-2	-18.2	13.6		25	25
土木工事業		4	4		4	4	±0	0.0	6.1		11	11
建築工事業		3	3		4	4	-1	-25.0	4.5		9	9
木造建築業		1	1		2	2	-1	-50.0	1.5		3	3
設備工事業		1	1		1	1	±0	0.0	1.5		2	2
道路貨物運送		3	3		10	10	-7	-70.0	4.5		10	10
その他の運輸		1	1		1	1	±0	0.0	1.5		1	1
貨物取扱業												
林業		1	1		1	1	±0	0.0	1.5		2	2
漁業		7	7		6	6	1	16.7	10.6		15	15
商業		9	9		2	2	7	350.0	13.6		7	7
清掃業		3	3		1	1	2	200.0	4.5		1	1
畜産業		1	1		5	5	-4	-80.0	1.5		6	6
その他の事業		21	21		21	21	±0	0.0	31.8		35	35

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

令和6年 稚内労働基準監督署管内の死亡災害概要

(令和6年8月末)

No.	発生月	発生時	事故の型	起因物	業種	災害の概要
1	8	16	墜落、 転落	階段、 棧橋	水産食料 品製造業	ホタテの加工場において、派遣労働者である被災者は、ホタテの貝剥き作業を終え、加工場内の階段を歩いていた際に転落し、床に額を打ちつけたもの。

令和6年
業種別・事故の型別労働災害発生状況 (令和6年8月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	業種	製造業						鉱業	土石採取業	建設業	土木建築工事業	木造建築業	設備工事業	道路貨物運送業	その他の運輸業	貨物取扱業	林業	漁業	商業	清掃業	畜産業	その他の事業	全産業合計
		食料品	木材製品	紙・パルプ	窯業・土石	金属機械	その他																
1 墜落・転落		4	3	1				1	4		3	1		1			1	2			2	15	
2 転倒		3	3						2	1		1	1	1			1	4	2		1	15	
3 激突									1	1			1								2	4	
4 飛来・落下																1	1					2	
5 崩壊・倒壊		1	1						1	1											1	3	
6 激突され																	2	1		1		4	
7 はさまれ・巻き込まれ																	2	1				3	
8 切れ・こすれ									1	1												1	
9 踏抜き																							
10 おぼれ																							
11 高温・低温の物との接触		2	2																			2	
12 有害物との接触																							
13 感電																							
14 爆発																							
15 破裂																							
16 火災																							
17 交通事故(道路)																		1			1	2	
18 交通事故(その他)																							
19 動作の反動・無理な動作																			1		1	2	
90 その他																					13	13	
99 分類不能																							
合計		10	9	1				1	9	4	3	1	1	3	1		1	7	9	3	1	21	66

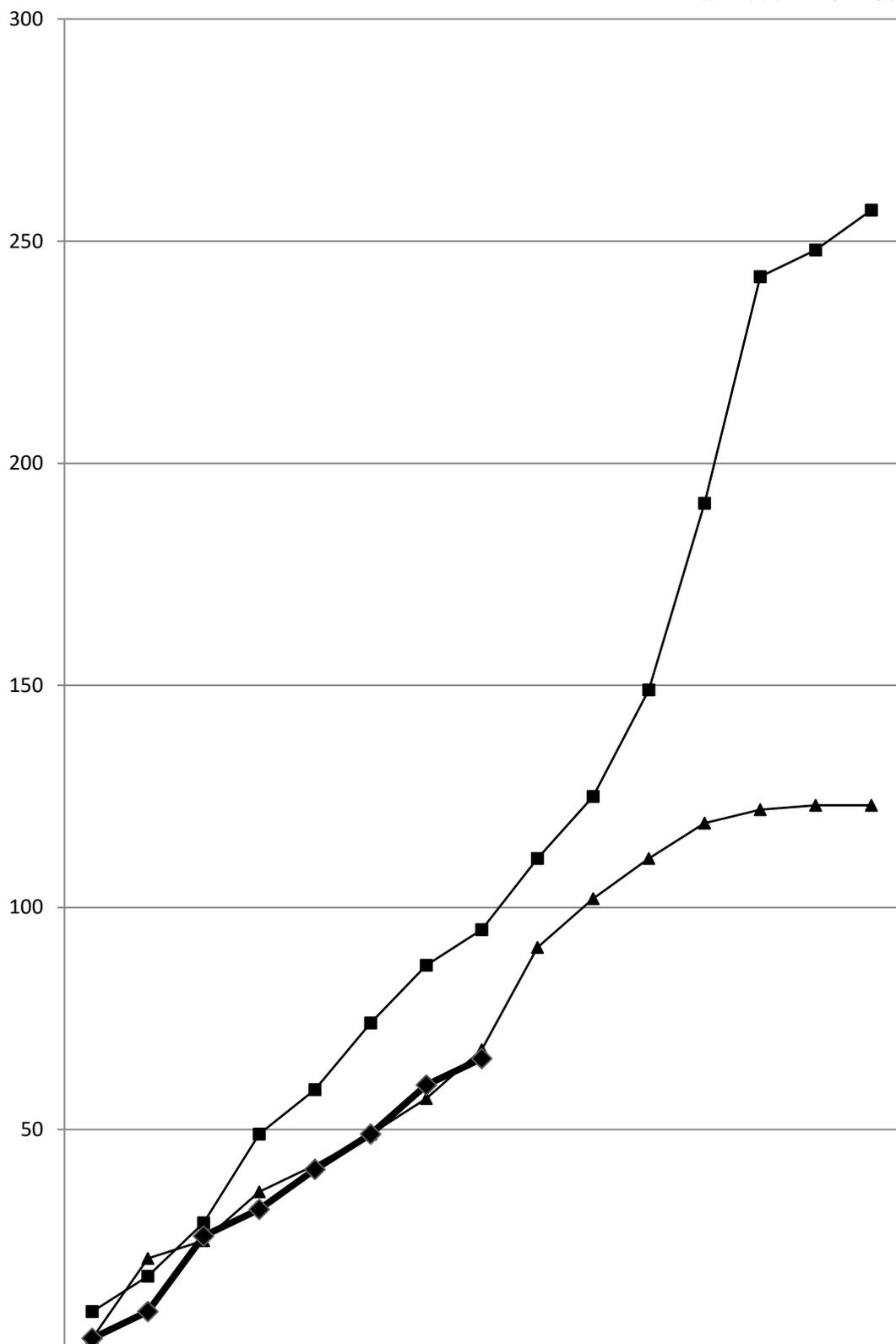
令和6年
事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (令和6年8月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	起因物	11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	51	52	61	71	91	92	99	合
		原	動	木	建	金	一	車	動	動	乗	圧	化	溶	炉	電	人	用	そ	仮	危	材		自	そ	起	分	
		機	構	械	械	械	械	械	等	機	物	器	器	置	等	備	等	具	備	等	等	料	荷	等	物	し	能	
1	墜落・転落			1	1					4								3		6								15
2	転倒																			7				6		2		15
3	激突								1											3								4
4	飛来・落下																					1		1				2
5	崩壊・倒壊																			1				2				3
6	激突され								1		2													1				4
7	はさまれ・巻き込まれ								2									1										3
8	切れ・こすれ					1																						1
9	踏抜き																											
10	おぼれ																											
11	高温・低温の物との接触						1									1												2
12	有害物との接触																											
13	感電																											
14	爆発																											
15	破裂																											
16	火災																											
17	交通事故(道路)										2																	2
18	交通事故(その他)																											
19	動作の反動・無理な動作									1																	1	2
90	その他																									13		13
99	分類不能																											
合	計			1	1	1	1		4	5	4				1			4		17		1		10	13	3		66

令和4年～令和6年労働災害発生状況(全産業・累計)

稚内労働基準監督署



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	確定
■ 令和4年	9	17	29	49	59	74	87	95	111	125	149	191	242	248	257
▲ 令和5年	3	21	25	36	42	49	57	68	91	102	111	119	122	123	123
◆ 令和6年	3	9	26	32	41	49	60	66							

<死亡災害発生は令和3年以來>

1 労働災害発生状況

令和6年8月は死亡災害が1件発生しました。休業4日以上労働災害件数は6件(死亡災害含む)でした。令和6年の労働災害件数は合計で66件となり、前年同期比2件減となりました。

新型コロナウイルス感染症によるものを除いた件数は53件であり、昨年同期比9件減となっています。

60歳以上の高齢労働者による労働災害件数は27件で全体の40.9%を占めています。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く

【製造業】

・ホタテの加工場において、派遣労働者である被災者は、ホタテの貝剥き作業を終え、加工場内の階段を歩いていた際に転落し、床に額を打ちつけたもの。(70代男性、死亡)

・製造工場において、目まいが発生して転倒し、顎を打ち付けて骨折したもの。(40代男性、1か月)

【建設業】

・マンホールを点検するため、盛土面を掘削後、深さ約2メートルのところ作業していたところ、土砂崩壊が発生し、土砂が被災者に衝突し、左肋骨と左脛骨を骨折したもの。(60代男性、3週間)

【漁業】

・トラックの荷台でホタテの荷揚げ作業後、トラックのはしごを使用して降りていた際に、足を踏み外して墜落し、肋骨などを骨折したもの。(10代男性、1か月)

【商業】

・ドラグショベル(クレーンモード)で2m×3m(重量約600kg)のパネルを吊り上げていたところ、フックが外れてパネルが落下し、被災者の腕が下敷きとなり、右腕を骨折したもの。(50代男性、2か月)

【社会福祉施設】

・入浴介助終了後、浴槽掃除をしている際に、設備に左足第2趾をぶつけて骨折したもの。(50代女性、1か月)

3 稚内署からのお知らせ

○転倒災害防止対策をお願いします

8月発生の死亡災害は階段を降りていた際に、転倒(転落)したものです。たかが転倒、されど転倒です。階段上で転倒すれば転落しますし、同一平面でも後ろ向きに転倒すれば後頭部を強く打ちます。機械の近くで転倒すれば機械に巻き込まれる可能性があります。

整理整頓、段差や凹凸の解消、水・油等の除去、靴裏の確認等を行い、つまずき・滑りを防止しましょう。また、高齢になると足がもつれやすくなります。朝礼時に「職場3分エクササイズ」を導入するなどして、転びにくい体づくりに取り組みましょう。

高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む場合、「エイジフレンドリー補助金」を活用できる場合があります。詳しくはWebサイトをご覧ください。



転倒予防・腰痛予防



エイジフレンドリー補助金

○全国労働衛生週間(準備期間:9月、本週間:10月1日~10月7日)

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

今回のスローガンは「推してます みんな笑顔の健康職場」です。リーフレットを参考に「日常の労働衛生活動の総点検」をしてみましょう。

○粉じん障害防止総合対策推進強化月間実施要綱(9月)

アーク溶接や金属研磨、石綿作業等で発生する粉じんは、じん肺を引き起こします。じん肺が進行すると、呼吸困難を引き起こすだけでなく、気管支炎、肺がん、気胸などの合併症にかかりやすくなります。一度じん肺になると粉じん作業を止めた後も進行します。また、現在、治療の方法はありません。

この機会に、適切な呼吸用保護具の選択と着用、作業場の清掃、じん肺健康診断の実施等について、自社の環境を振り返ってみましょう。

先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	2件
建設業	1件
道路貨物運送業	0件
林業	0件
その他の事業	3件 (漁業1、社会福祉施設1、商業1)
計	6件



全国労働衛生週間(中災防)



粉じん障害防止対策

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています!

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)